

第2期穴水町強靱化計画

令和8年3月

石川県 穴水町

< 目次 >

はじめに	1
基本的な考え方	2
1 計画の位置づけ	2
2 計画の期間	2
3 基本目標	2
4 事前に備えるべき目標	3
5 施策分野	3
5 強靱化を推進する上での基本的な方針	4
脆弱性評価	6
1 脆弱性評価の考え方	6
2 脆弱性評価の流れ	6
3 起きてはならない最悪の事態の設定	7
リスクシナリオごとの脆弱性の評価結果及び強靱化の推進方針	9
目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ.....	9
目標2 救急・救助、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・ 避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ ...	21
目標3 必要不可欠な行政機能を確保する	35
目標4 経済活動を機能不全に陥らせない	38
目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通 ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	44
目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	51
計画の推進	60

はじめに

わが国では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の地震災害、室戸台風や伊勢湾台風等の台風災害など多くの大規模自然災害を経験した。この教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）」が公布・施行された。

さらに、国土強靱化に関する施策を中長期的な見通しの下、切れ目なく計画的に推進するため、令和5年6月に基本法の改正が行われた。

基本法第13条において、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

穴水町では、昭和33年と60年の豪雨災害や38豪雪、そして平成19年能登半島地震の教訓を踏まえ、地域防災計画の見直しや各種ハザードマップの作成、防災訓練の実施など、防災・減災に向けた取組を継続的に実施する必要性から、令和2年7月に「穴水町強靱化計画」を策定し、計画期間を令和6年度までの5年間と定め、本町の強靱化を進めてきたが、令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」では震度6強の激しい地震に襲われ、町全体の55.2%にあたる3,871棟の建物が全半壊し、土砂崩れや道路の寸断、電気、水道、テレビやインターネットといったライフラインやインフラの全てに被害を及ぼし、農地・山林・漁場などにも甚大な被害をもたらした。

本町では、「令和6年能登半島地震」からの創造的復興に取り組む「道しるべ」として、令和6年12月に「穴水町復興計画」を策定し、早期の復旧・復興を目指している。

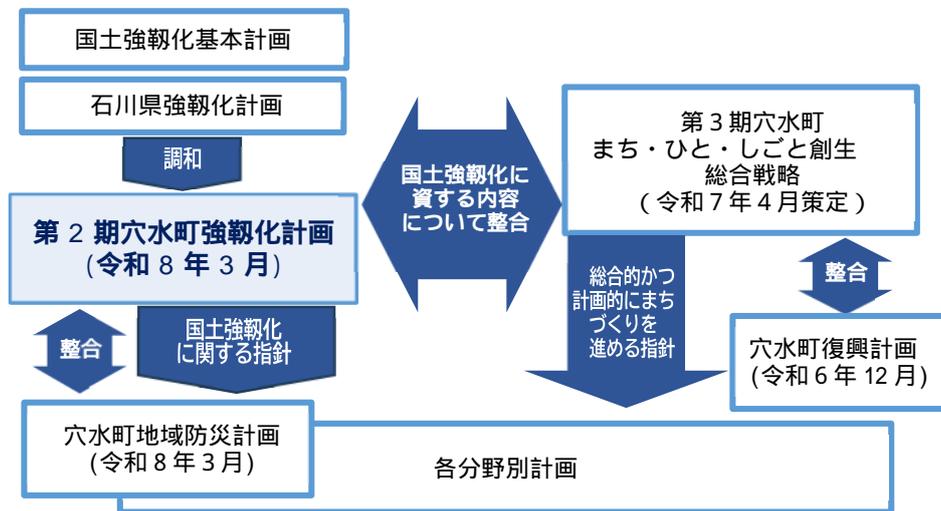
本計画は、復旧・復興に併せ、デジタル等新技术を活用し、「令和6年能登半島地震」で得られた経験を最大限活かして大規模自然災害のリスクを減らしつつ、さらなる町の強靱化を図る第2期計画として、基本法に基づくとともに、国土強靱化基本計画の5本柱、第1次中期実施計画の重要施策に沿った施策・事業を体系的に整理し、本町の強靱化に関する取組の方向性を示す指針として策定する。

基本的な考え方

基本法第14条において、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されており、このことを踏まえ、第2期穴水町強靱化計画を策定する。

1 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、下記の計画期間における本町の強靱化に関する取組の方向性を示す指針として位置づけるものである。



2 計画の期間

第2期穴水町強靱化計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

3 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、次の4項目を基本目標として、強靱化の取組を推進する。

人命の保護が最大限図られること

本町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

迅速な復旧・復興

4 事前に備えるべき目標

上記の基本目標を達成するため、以下の7項目を事前に備えるべき目標として強靱化の取組を推進する。

直接死を最大限防ぐ

救急・救助、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

必要不可欠な行政機能は確保する

経済活動を機能不全に陥らせない

ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

5 施策分野

総合戦略、国土強靱化基本計画、石川県強靱化計画で設定された施策分野を参考とし、本町の強靱化に関する施策分野を次のとおり設定する。

個別施策分野	横断的分野
行政 / 警察・消防等 / 防災教育等	A リスクコミュニケーション
住宅・都市	B 人材育成
保健医療・福祉	C 官民連携
ライフライン	D 老朽化対策
情報通信	E デジタル活用
産業	
交通・物流	
農林水産	
国土保全	
環境	

6 強靱化を推進する上での基本的な方針

事前防災、減災その他迅速な復旧・復興等に資する大規模自然災害に備えた本町の全域にわたる強靱なまちづくりについて、令和6年能登半島地震や近年各地で発生する大雨災害、風水害など、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ・本町の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ取り組む。
- ・短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ・地域間の連携を強化するとともに、災害に強いまちづくりを進めることにより、地域の活力を高め、産業の創出、活性化につなげていく視点を持つ。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備する。
- ・「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ・人口の減少等に起因する町民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な活用による施策の持続的な実施に配慮して取り組む。
- ・既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策

を推進する。

- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- ・人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ・女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- ・地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図る。

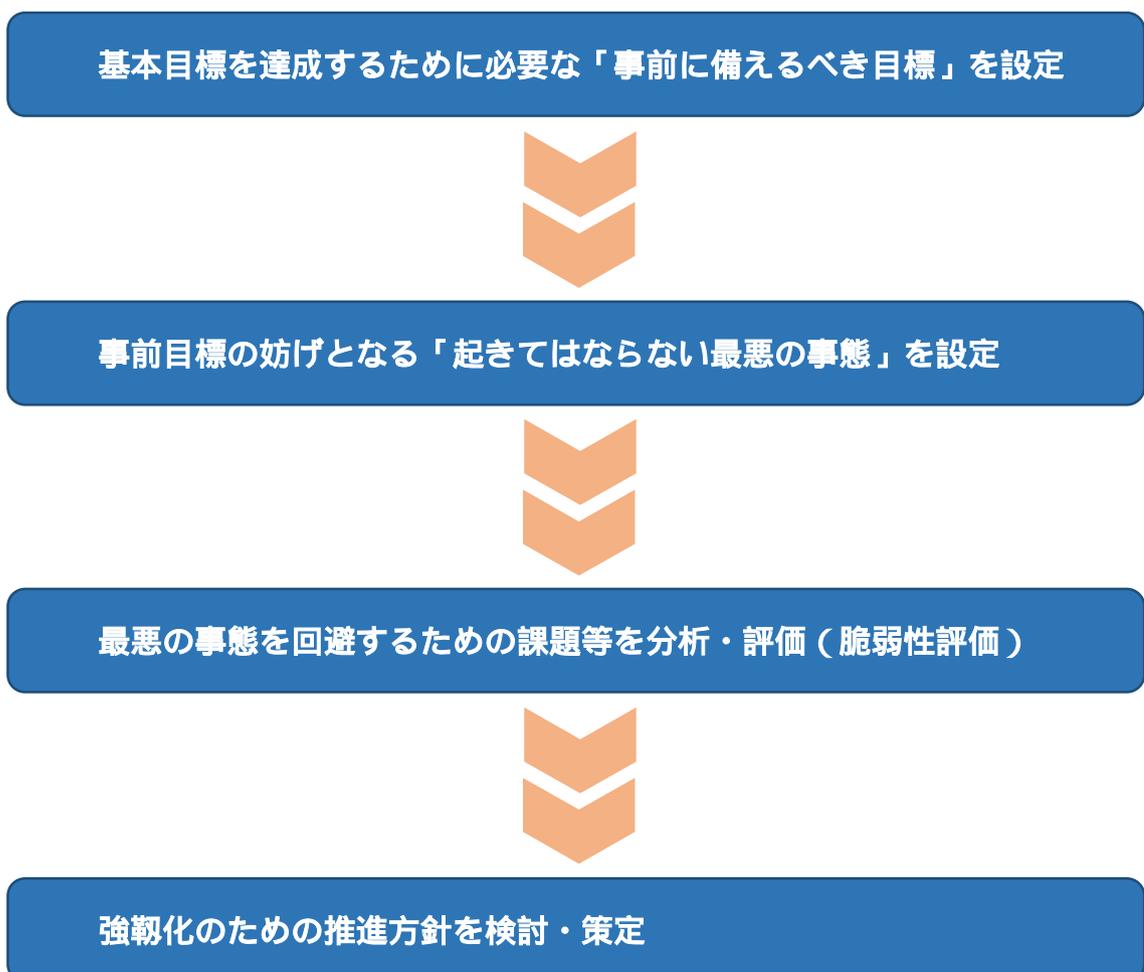
脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する脆弱性を評価することは、国土強靱化に関する取組の方向を定め、効果的・効率的に推進していく上で必要なプロセスであり、国土強靱化基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方針が示されている。

本計画においても、本町の強靱化に必要な事項を明らかにするため、国及び石川県が実施した評価手法等を参考に、脆弱性評価を実施した。

2 脆弱性評価の流れ



3 起きてはならない最悪の事態の設定

先に設定した6つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、その妨げとなる

31の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき 7つの目標	起きてはならない21の最悪の事態	
目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生
	1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
	1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
	1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生
	1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
目標2 救急・救助、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
	2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
目標3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	3-2	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力低下・経営執行力低下による地域経済、サプライチェーンの停滞や維持への甚大な影響
	4-2	重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
	4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、住民生活・社会経済活動への甚大な影響
	4-4	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う地域の荒廃・多面的機能の低下
目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
	5-3	石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	5-5	交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
	6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

リスクシナリオごとの脆弱性の評価結果及び強靱化の推進方針

3-1のリスクシナリオに対する脆弱性の評価結果と第2期穴水町強靱化計画における強靱化の推進方針は、次のとおりとする。

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
(1) 脆弱性の分析・評価
令和6年能登半島地震における穴水町の住家被害は全壊387棟、半壊1,289棟、一部破損が1,647棟であった。町では、今回の地震以前から耐震化の向上が課題となっており、住宅をはじめとする建築物等の耐震化及び老朽化対策を実施する必要がある。住民アンケートでは、災害に強いまちづくりを実現するために求められる対策のうち、最も必要性が高いとされる対策は「インフラの耐震性強化」であり、町民の7割以上が必要と考えている。このことから、公共建築物の耐震化及び老朽化対策を実施する必要がある。
(2) 推進方針
1 建築物等の耐震化及び老朽化対策の推進 地震災害に強い住まいづくりの推進 【個別施策分野】 (地域整備課) 地震発生後の避難の妨げになるとともに、地震火災の発生の要因となる住宅や建築物の倒壊の軽減を目指して、耐震化を促進する。また、住宅の耐震診断、耐震改修に必要な経費を支援する事業を拡充することにより、耐震化の促進を図り、安心・安全な住まいの確保につなげる。 町民への制度周知と耐震化事業の加速 【個別施策分野】 (地域整備課) 町民に耐震診断・改修費の助成等の制度周知を図るとともに、「穴水町耐震改修促進計画」に基づき、総合的に耐震化事業を推進する。 公共施設の耐震化及び老朽化対策の推進 【個別施策分野 / 横断的分野D】 (総務課 / 地域整備課 / 教育委員会) 町が保有・管理する公共施設について、計画的に耐震化を実施するとともに、適切な維持管理・補修等により施設の長寿命化を図る。特に利用率、公用等の高い施設については、重点的に対応する。その際において、構造部分の耐震性のほか、非構造部分の安全性(耐震性)についても検討を行い、施設利用者の安全性の確保及び災害時を想定した十分な検討に努める。 社会福祉施設の耐震化及び老朽化対策の推進 【個別施策分野 / 横断的分野D】 (地域整備課 / 子育て健康課) 社会福祉施設の耐震化や老朽化対策について、長期的な視点をもって計画的な維持管理・更新に取り組むための支援を行う。

目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1 - 1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

(1) 脆弱性の分析・評価

地震時の揺れの影響で、家具などの転倒により、建築物内でも怪我をするおそれがあることから、建築物内の室内安全対策を実施する必要がある。

ブロック塀等は、地震時の倒壊により人命に影響を与えるおそれがあるばかりでなく、避難や救助活動の妨げにもなることから、ブロック塀の安全対策等、避難路等の安全対策を実施する必要がある。

令和 6 年能登半島地震では、電柱倒壊などにより道路閉塞が発生した。救助活動や救援物資輸送等に支障がないよう、幹線道路を強化する必要がある。

(2) 推進方針

2 建築物内及び避難路の安全対策の推進

家具転倒防止対策の普及・啓発の推進 【個別施策分野】

(環境安全課 / 地域整備課)

家具の転倒防止対策として、金具による家具の固定やチェン、ワイヤ等による補強対策の普及・啓発を推進する。

建築物の適正管理と点検による地震被害防止の啓発 【個別施策分野】

(環境安全課)

地震による建築物の窓ガラス飛散や天井落下、外装タイルの剥離、看板等工作物の破損落下による被害を防止するために、建築物の適正な維持・管理や点検の重要性を継続的に啓発する。

危険ブロック塀の撤去促進 【個別施策分野】

(地域整備課)

危険ブロック塀の解体撤去費の一部を助成する制度の周知を進めるとともに、ブロック塀転倒対策等による避難路の安全対策を推進する。

幹線道路の無電柱化の推進 【個別施策分野】

(地域整備課)

電柱倒壊による交通遮断を防止するため、幹線道路の無電柱化を推進する。

目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1 - 1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

(1) 脆弱性の分析・評価

災害時の被害の最小化を図るため、共助に必要な地域の災害対応力を向上する必要がある。

消防団や自主防災組織の活動が縮小すると、地域防災力が低下し、災害時における初期消火等に支障をきたすおそれがあることから、消防団や自主防災組織の連携強化を図り地域防災力を向上させる必要がある。

避難行動要支援者は自力での避難が困難であることから、支援体制を強化する必要がある。

(2) 推進方針

3 地域の防災力・災害対応力の向上

防災士育成と自主防災組織の拡充 【個別施策分野 / 横断的分野 B】

(環境安全課)

地域の災害対応力の向上を図るために、防災士の育成を図るとともに、自主防災組織数の拡大を図る。特に防災士の育成にあたっては、新規取得者への支援、防災士による地域での対策・対応などの共有の場を設けるなど、定期的な情報交換ができる仕組みを整備する。

防火思想の普及と火災予防対策の強化 【個別施策分野 / 横断的分野 A】

(環境安全課)

防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等について啓発を行い地震発生時の出火防止の徹底を推進する。

消防団員の確保と災害対応力の強化 【個別施策分野 / 横断的分野 B】

(環境安全課 / 穴水消防署)

地域防災の要である消防団員を確保し、災害対応能力の向上と地域への防災指導力を強化する。

消防装備の更新と資機材の充実強化 【個別施策分野】

(環境安全課)

各消防分団に配備している消防車両・消防設備の計画的な更新と資機材の充実強化により地域防災力の向上を図る。

地域連携による避難行動要支援者支援体制の構築 【個別施策分野 / 横断的分野 C】

(環境安全課 / 住民福祉課)

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿の作成や個別避難計画の策定、避難訓練の支援を行うなど、地域と連携した避難支援体制を構築する。

先進防災技術の活用による災害対応体制の強化 【個別施策分野】

(環境安全課 / 穴水消防署)

災害用ドローンや小型緊急車両の導入等、先進の防災技術を駆使して、複雑多様化する災害に対応できる防災体制を構築する。

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(1) 脆弱性の分析・評価

町では、建物密集地が存在し、地震時に火災が発生した場合、延焼の危険性が高まることから、建物密集地等、消火が困難となる地域の防火体制を整備する必要がある。

(2) 推進方針

1 建物密集地区の防火対策の向上

防火性能強化に向けた町民への指導・周知 【個別施策分野 / 横断的分野A】

(環境安全課)

建物密集地区の建築物においては、防火性能を高めるよう町民への指導・周知を図る。

防災用品配備の促進と普及啓発による予防体制の強化 【個別施策分野 / 横断的分野A】

(環境安全課)

出火率の低下や初期消火力を強化するため、家庭用防災用品購入費助成事業を活用し、住宅用火災警報器、感震ブレーカー、家具類の転倒防止器具等の防災用品の配備を広く普及啓発し、予防体制の強化を図る。

消防水利の増設と適正配置等による消火体制の強化 【個別施策分野】

(環境安全課)

震災時における火災発生を予防するため、消火栓、耐震性貯水槽、防火水槽等の消防水利を増設し、その適正配置を推進する。また、木造住宅密集地域における消火栓使用不能時の対策として、海水、河川水等の自然水利はもちろんのこと、井戸、ため池、農業用水等も、消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画を立てる。

耐震性貯水槽の計画的設置と防火水槽の維持管理強化 【個別施策分野】

(環境安全課)

耐震性貯水槽の計画的な設置と既存防火水槽の適切な維持管理及び更新を実施する。

緑地・オープンスペースの確保及び整備の推進 【個別施策分野】

(環境安全課 / 地域整備課)

災害時において速やかな避難や救助を行うため緑地・オープンスペースの確保や避難場所としての公園・緑地、広場等の整備を推進する。

狭あい道路の改良の推進 【個別施策分野】

(地域整備課)

火災の延焼による被害拡大を防止するため、狭あい道路の改良を推進する。

住宅耐震化と避難路確保に向けた支援と啓発 【個別施策分野 / 横断的分野A】

(地域整備課)

地震による住宅等の倒壊を防止し避難路を確保するため、建築物の耐震診断や耐震化に対する支援を行うとともに、その普及啓発を図る。

住宅防火対策の推進 【個別施策分野 / 横断的分野A】

(環境安全課)

出火率の低下や初期消火力を強化するために、各家庭に消火器や住宅用火災警報器、感震ブレーカー、家具類の転倒防止器具の設置や、防災製品等への取替えを広く普及啓発し、避難や消火の迅速化を図る。

目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1 - 2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
(1) 脆弱性の分析・評価
地域防災の要である消防団の機能強化を図り地域防災力を向上させる必要がある。 ICT や先進の防災技術を最大限活用し、直面する災害への対応力を強化する必要がある。
(2) 推進方針
2 消防活動体制の整備 消防団員確保と装備更新による防災体制の強化 【個別施策分野 / 横断的分野 B】 (環境安全課) 消防団員の定数確保を図り、団員の災害対応能力の向上と地域への防災指導力を強化するとともに、各消防分団に配備している消防車両・消防設備の計画的な更新と資機材の充実強化を図る。 ICT 活用による情報の収集伝達機能の充実強化 【個別施策分野 / 横断的分野 E】 (環境安全課) 消防救急無線のデジタル化による通信基盤や指令システムの高度化、情報通信手段の多様化など、ICT を活用し情報の収集伝達機能を充実強化する。 先進防災技術の活用による災害対応体制の強化 < 1-1 再掲 > 【個別施策分野】 (環境安全課 / 公立穴水総合病院 / 穴水消防署) 災害用ドローンや小型緊急車両の導入等、先進の防災技術を駆使して、複雑多様化する災害に対応出来る消防体制を構築する。

目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1 - 3 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生

(1) 脆弱性の分析・評価

想定される津波浸水箇所は、沿岸部の湾部や真名井川、小又川河口部に広く分布している。町では、ハザードマップを作成しているが、引き続き適切な避難行動について周知徹底を行う必要がある。

災害時に、町民等に迅速かつ適切な情報を伝達することは、円滑な避難や二次災害防止など災害対策上非常に重要であることから、災害情報の収集、伝達体制を強化する必要がある。

町では、沿岸部の湾部、真名井川、小又川河口部で広く浸水する想定となっていることから、津波避難空間の確保と避難訓練による実効性向上が必要である。

海岸保全施設の老朽化が進むと、津波や高潮などの外力に対して必要な防護機能を発揮できない可能性が高まることから、海岸保全施設の整備等による津波・高潮対策や侵食対策等を実施する必要がある。

(2) 推進方針

1 津波から確実に避難するための各種取組の推進

広報・防災訓練等による適切な避難行動の周知徹底 【個別施策分野】

(環境安全課)

避難行動を速やかにとれるよう、出前講座や広報による掲載、防災訓練等を通じて、避難方法の周知、避難路・避難場所の安全性の確認等、適切な避難行動の周知徹底を図る。

情報収集・伝達機能の高度化と消防団等の退避ルール整備

【個別施策分野 / 横断的分野 E】

(環境安全課)

防災行政無線のデジタル化や戸別受信機の全戸配布、又はライブカメラや各種 ICT を活用した情報収集・伝達体制を強化するとともに、消防団や自主防災組織等の安全を確保するための退避ルールの確立を図る。

高台避難場所整備と津波避難訓練の推進 【個別施策分野、】

(環境安全課)

高台の境内等を利用した一時避難場所の確保を継続するとともに、実践的な津波避難訓練を継続的に実施する。

高齢者・障害者の安全確保に向けた防災啓発と支援強化

【個別施策分野、】

(環境安全課 / 住民福祉課)

高齢化の進行による要配慮者数の増加に備え、高齢者、障害者の防災安全対策や早めの避難行動に関する啓発・支援等を推進する。

2 海岸保全施設の整備

長寿命化計画に基づく海岸保全施設の整備と更新 【個別施策分野 / 横断的分野 D】

(地域整備課)

海岸保全施設について、津波や高潮による浸水被害等を防止・軽減するため、施設の長寿命化計画策定と計画に基づく老朽化対策などの施設整備を推進する。

目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1 - 4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

（１）脆弱性の分析・評価

本町は、各河川の流域に耕地や集落が点在しており、それらの地域では浸水被害が生じる可能性があることから、河川改修や幹線排水路の整備等による浸水対策を実施する必要がある。

近年の気候変動により、町でも集中豪雨の頻度が増加しており、従来のインフラだけでは対応が困難になっていることから、森林や農地の保全による洪水調節機能の維持向上が必要である。

新たな宅地造成や施設建設などの開発行為では、地表面の不透水化が進み、雨水の流出量が増加する。これにより下流域の排水施設に過剰な負荷がかかり、浸水被害を引き起こすおそれがあることから、新たな開発行為等において適切な雨水調整池の整備が必要である。

災害時に河川堤防の破損や道路の寸断が生じると、救援物資の輸送や人員の移動が困難となることから、河川堤防や道路等を応急復旧する体制の構築が必要である。

（２）推進方針

1 長期的な浸水被害の解消に向けた対策の推進

雨水幹線整備と河川改修による浸水対策の推進 【個別施策分野】

（地域整備課）

山間部の開発等による河川の負荷増大とこれまでの浸水被害等を踏まえ、必要な雨水幹線の整備を計画的に実施し、河川管理者による河川改修事業を促進する。

幹線排水路や揚水機場等の整備による浸水対策の推進 【個別施策分野】

（地域整備課）

幹線排水路や揚水機場等の整備による浸水対策を推進する。

農業水利施設の計画的改修と補強による防災力強化 【個別施策分野】

（地域整備課）

農業水利施設について、計画的に改修・補強等を図る。

森林・農地保全による洪水調節機能の維持向上 【個別施策分野】

（地域整備課）

森林や農地の保全による洪水調節機能の維持向上を図る。

雨水流出抑制のための調整池・雨水浸透性柵等の設置指導 【個別施策分野】

（地域整備課）

新たな開発行為等に対し、雨水調整池又は雨水浸透性柵等の設置を指導し、流出抑制対策を行う。

河川堤防復旧と復興に向けた協働体制の整備 【個別施策分野】

（地域整備課）

河川堤防の復旧や各施設管理者と連携した計画策定や迅速な資機材の調達を図るとともに、建設事業者の調達を含め復旧・復興に向けた体制の構築に取り組む。

目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1 - 4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

（１）脆弱性の分析・評価

人的被害の拡大を防ぐために、避難者に対してリアルタイムで正確な情報を届ける必要がある。

石川県の地震被害想定調査においては、建物倒壊や土砂災害等により自力で脱出できない要救助者の発生が予測されていることから、要救助者に対する救助体制を構築する必要がある。

沿岸地域においては台風や冬季の強風による高潮・高波の影響を受けやすいことから、浸水対策を実施する必要がある。

（２）推進方針

2 防災情報の的確な伝達

ハザードマップ見直しと情報伝達基盤の高度化 【個別施策分野 / 横断的分野 E】

（環境安全課）

必要に応じてハザードマップの見直しをするとともに、災害発生時においては、ライブカメラや各種 ICT を活用した迅速な情報収集と確実な情報伝達体制の強化を推進する。

多様な手段による災害情報伝達の強化とタイムラインの整備 【個別施策分野】

（環境安全課）

防災情報伝達システム（防災行政無線）や緊急速報メール（エリアメール）等を用いて気象警報等を的確に伝達するとともに、住民避難のためのタイムラインを策定する。

3 各種機関との連携強化

災害時の救助力向上に向けた関係機関との連携強化 【個別施策分野】

（環境安全課）

浸水区域における避難者を迅速に救助するため、消防機関や自衛隊、警察と連携した救助体制の構築を推進する。

4 長期的な浸水被害の解消に向けた対策の推進

沿岸地域の安全確保に向けた海岸保全施設の強化 【個別施策分野】

（地域整備課）

沿岸地域の人家や公共施設等を異常気象による浸水被害から守るため、海岸保全施設の整備及び適切な維持管理を行う。

目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1 - 4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

（１）脆弱性の分析・評価

農業水利施設の被災は農業生産に大きな影響を及ぼすことから、農業水利施設の整備及びハザードマップの作成・周知等による適切な情報提供を行う必要がある。
河川管理施設や海岸保全施設の老朽化・未整備は洪水や高潮時の被害拡大につながることから、耐災害性を向上する必要がある。

（２）推進方針

5 農業水利施設の整備及びハザードマップの作成と周知

農業水利施設の耐震化・改修とため池ハザードマップによる防災力強化

【個別施策分野 / 横断的分野 A、B】

（地域整備課）

被災した場合に地域住民の生活、財産等への影響が大きい農業水利施設（排水機場、ため池）について、順次、計画的に改修・補強・耐震化等を図っていくとともに、一定規模のため池については、ハザードマップを作成及び周知を行い、これに基づく避難訓練を推進するなど、災害対応力の強化を図る。

排水機場の耐震化と予防保全対策の推進 【個別施策分野】

（地域整備課）

排水機場については、雨水を速やかに流下させ、大規模水害による被害を最小限にするため、計画的な耐震化と予防保全対策の実施により、老朽化による能力の低下や故障の発生を防ぐ。

6 河川管理施設・海岸保全施設の整備

河川・海岸施設の耐震化と長寿命化に向けた維持管理

【個別施策分野 / 横断的分野 D】

（地域整備課）

河川管理施設・海岸保全施設について、計画的に耐震対策を行うとともに、適切な維持管理・補修により長寿命化を図る。

目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1 - 5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

（１）脆弱性の分析・評価

土砂災害で道路が寸断されると集落が孤立し、救助・物資供給が困難になることから、土砂災害等の発生による孤立集落の発生を未然に防止するための対策を実施する必要がある。

町民の危険箇所や避難方法の理解不足により、災害時に人的被害が拡大するおそれがあることから、町民に対して危険箇所や避難の重要性について周知を行うなど、適切な避難行動がとれるよう啓発する必要がある。

災害時の情報伝達が遅れると、避難の遅れや混乱が生じるおそれがあることから、町民に対して迅速で適切な災害情報の伝達を行う必要がある。

中山間地域は道路寸断や土砂災害による孤立リスクが高いことから、中山間地域の集落の孤立を防止する対策を実施する必要がある。

（２）推進方針

1 土砂災害への対応の強化

土砂災害警戒区域等におけるハード整備の促進 【個別施策分野】

（地域整備課）

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域等においてハード整備を推進するよう県に対し働きかけ、災害の未然防止を図る。

土砂災害警戒区域等の指定の促進 【個別施策分野】

（環境安全課）

土砂災害を起こすおそれのある箇所について、土砂災害警戒区域等への指定を県に働きかける。

砂防関連施設の老朽化対策の促進 【個別施策分野 / 横断的分野D】

（地域整備課）

砂防関連施設において、老朽化が進んでいるものについては、修繕や更新等を実施するよう県に対して積極的に働きかける。

町民へのハザードマップ活用による継続的啓発 【個別施策分野、】

（環境安全課）

町民に対してハザードマップ等により土砂災害の危険性や早期避難の重要性に関する啓発を継続するとともに、土砂災害警戒情報の緊急速報メール等により迅速でわかりやすい情報提供を行う。

避難指示発令基準の事前設定による迅速な情報伝達体制の構築 【個別施策分野】

（環境安全課）

土砂災害に伴う避難指示の発令基準を予め定めることで、町民に対する迅速な情報伝達と避難の呼びかけを行う。

中山間地域における狭あい道路改良による孤立防止対策 【個別施策分野】

（地域整備課）

土砂災害による中山間地域の集落の孤立を防止するため、狭あい道路の改良を進める。

目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1 - 6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
(1) 脆弱性の分析・評価
降雪時に道路が通行不能となると、救援・物資輸送が困難になることから、道路管理者間（国・県・近隣市町）の相互応援と除雪体制を強化する必要がある。 町は海岸線や山間部が多く、道路が狭い地域も存在することから、人的被害が拡大しないよう、緊急時における確実な消防車両の出動や消防水利の確保を図る必要がある。
(2) 推進方針
1 除雪体制の強化
降雪状況に応じた除雪出動基準の明確化と適正運用 【個別施策分野】
（地域整備課） 降雪状況に応じて、積雪観測地点での降雪量及び現地パトロール結果に基づき出動時期を適切に判断し、10cm以上の降雪により出動する。
除雪体制の構築 【個別施策分野】
（地域整備課 / 環境安全課） 大雪注意報・警報などの防災気象情報の対応はもとより、局地的な大雪にも対応できる除雪体制を構築する。
緊急輸送道路・幹線道路の優先除雪と相互支援体制の構築 【個別施策分野、】
（地域整備課） 緊急輸送道路及び幹線町道（バス路線等）については、最優先の除雪を行うとともに、道路管理者間の相互応援や除雪体制の強化によるライフラインの確保を図る。
狭あい道路の排雪体制の強化 【個別施策分野】
（地域整備課） 住宅密集地や人家連たん部の狭あいな道路においては、積雪状況に応じて排雪を実施する。
凍結防止対策とスリップ事故防止の推進 【個別施策分野】
（地域整備課） 急勾配、急カーブ、橋梁、日陰区間等においては、スリップ事故等の防止のため凍結防止剤の散布を行う。
消融雪施設の新設・更新と適切な維持管理の推進 【個別施策分野 / 横断的分野D】
（地域整備課） 消融雪施設の設置、及び老朽化した施設の更新を行うとともに、適切な維持管理を行う。
町保有機械の計画的更新と民間支援による除雪体制整備 【個別施策分野 / 横断的分野B、C】
（地域整備課） 町が保有する除雪機械の計画的な更新や民間の除雪事業者の支援を継続的に行うとともに、除雪オペレーターの確保及び人材育成に努め、大雪時の除雪体制を構築する。
消防水利確保のための積雪対策 【個別施策分野】
（地域整備課 / 環境安全課 / 穴水消防署） 消防車両の出動や消防水利の確保に支障がないよう、消火栓、防火水槽、消防ポンプ車格納庫等、必要な箇所の除雪を実施する。

目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1 - 6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

(1) 脆弱性の分析・評価

地域住民同士の協力が迅速な救助活動に直結することから、町内会をはじめとした町民の協力体制を構築する必要がある。

高齢者世帯などは自力で雪下ろしができず、事故や家屋損壊のリスクが高いことから、自力での屋根雪下ろしが困難な世帯への屋根雪下ろしの支援を行う必要がある。

孤立が予想される地域の連絡体制の強化や世帯情報等の確認を行う必要がある。

災害時の道路寸断や交通障害は救援・避難活動に支障をきたすことから、交通対策に向けた取組の強化を行う必要がある。

(2) 推進方針

地域団体との連携による除雪協力体制 【個別施策分野 / 横断的分野C】

(地域整備課)

必要に応じて町内会をはじめとする各種団体による除雪の協力を依頼する。

安全確保のための雪下ろし支援体制整備 【個別施策分野】

(環境安全課 / 地域整備課)

自力で屋根の雪下ろしが困難な世帯に対し、ボランティア団体等を紹介する。

2 孤立集落への迅速な対応の実施

孤立集落災害対応のための協力体制構築 【個別施策分野 / 横断的分野C】

(環境安全課)

孤立集落の被災が確認された際に、迅速な救助や救援が行えるよう関係機関と事前に調整を行う。

3 交通対策に向けた取組の推進

公共交通機関の運行状況把握と情報提供体制の整備 【個別施策分野】

(観光交流課)

公共交通機関(路線バス、鉄道等)の運行状況等を適時的確に把握し、問い合わせ等への対応や広報を行う。

道路渋滞時の情報発信と外出抑制の周知 【個別施策分野、 / 横断的分野A】

(総務課)

道路渋滞が発生した際には、ホームページ等により渋滞情報を周知するとともに、不要不急の外出を抑制する。

道路渋滞時の必需品提供に関する体制構築 【個別施策分野】

(観光交流課)

渋滞が長期化し、支援が必要な場合には、飲料、食料、燃料の提供を行う。

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2 - 1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(1) 脆弱性の分析・評価

災害時に救急・救助機関が機能不全になると、要救助者への対応が遅れることから、救急・救助機関が機能を維持するための対策を推進する必要がある。
正確な情報収集・伝達が救助活動の迅速化と安全確保に直結することから、救急・救助機関における情報の収集伝達機能を強化する必要がある。
消防活動に必要な水利が災害時に確保できないと、消火活動が困難になることから、耐震性貯水槽の整備等により消防水利を確保する必要がある。

(2) 推進方針

1 応急活動を担う機関の機能強化

情報の伝達収集機能の充実強化 【個別施策分野 / 横断的分野 A】

(総務課 / 環境安全課)

通信基盤や指令システムの高度化、情報通信手段の多様化等により、消防や救急活動における情報の伝達収集機能を充実強化する。

防火水槽整備と自然水利活用による災害時消火能力の向上 【個別施策分野】

(環境安全課 / 地域整備課 / 穴水消防署)

地震により消火栓が使用できないことを想定し、防火水槽の効果的な配置や自然水利を有効活用するための整備を推進する。

必要装備の確保と体制強化による災害対応力の推進 【個別施策分野】

(環境安全課 / 公立穴水総合病院)

被害想定に応じて必要な装備・資機材を整備し、救急・救助機関の災害対応力の強化を着実に推進する。

対策本部・救急救助機能維持のための基盤確保 【個別施策分野】

(総務課 / 環境安全課)

災害発生時に対策本部や救急・救助機関の機能を維持するために、通信手段・非常用電源の確保や水・食料・燃料の備蓄等、必要な対策を講じる。

2 応急活動の効率的な展開

情報収集・伝達機能の強化 【個別施策分野 / 横断的分野 B】

(公立穴水総合病院)

救急・救助機関における情報の収集伝達機能を強化する。

消防水利の増設と適正配置等による消火体制の強化 【個別施策分野、】

(環境安全課 / 地域整備課 / 穴水消防署)

震災時における火災発生を予防するため、消火栓、耐震性貯水槽、防火水槽等の消防水利を増設し、その適正配置を推進する。また、海水、河川水等の自然水利はもちろんのこと、井戸、ため池、農業用水等も、消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画を立てる。

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2 - 1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(1) 脆弱性の分析・評価

警察・自衛隊との連携により、広域的かつ専門的な救助活動が可能となることから、警察や自衛隊との連携強化や要支援者の救助体制を構築する必要がある。

大規模災害時には広域からの応援受入れが不可欠であることから、消防広域応援体制の強化や受援体制の整備を進める必要がある。

浸水区域では孤立や取り残しが発生しやすいことから、浸水区域で取り残された人の救助体制を構築する必要がある。

救助車両が通行できないと救助活動が遅れることから、救助活動に支障をきたさない道路を整備する必要がある。

(2) 推進方針

災害対策本部と関係機関の連携強化による救急・救助活動の実効性向上

【個別施策分野】

(環境安全課 / 公立穴水総合病院 / 穴水消防署)

災害対策本部・自衛隊・警察・消防等の救急・救助活動機関の連携を強化し、要救助者や資機材の情報共有や連絡体制の強化を図るとともに、各関係機関との連携訓練によりその実効性を高める。

中部ブロック合同訓練への参加による消防広域応援体制の強化

【個別施策分野 / 横断的分野 B】

(穴水消防署)

大規模災害時の消防広域応援体制について、他府県緊急消防援助隊と連携する中部ブロック合同訓練に出場し、災害救助技術の向上及び消防広域応援体制の強化を図る。

救命ボート活用による浸水区域避難体制の構築 【個別施策分野】

(環境安全課 / 穴水消防署)

救命ボートを利用した講習・訓練などの取組により、浸水区域に取り残された町民が安全に浸水区域外に避難できる体制を構築する。

幹線道路の無電柱化の推進(1-1 再掲) 【個別施策分野】

(地域整備課)

電柱倒壊による交通遮断を防止するため、幹線道路の無電柱化を推進する。

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2 - 1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
(1) 脆弱性の分析・評価
<p>消防団や自主防災組織の活動が縮小すると、地域防災力が低下し、災害時における初期消火等に支障をきたすおそれがあることから、消防団や自主防災組織の連携強化を図り地域防災力を向上させる必要がある。(1-1 再掲)</p>
(2) 推進方針
<p>3 地域の防災力・災害対応力の向上</p> <p>バイスタンダーの育成 【個別施策分野 / 横断的分野B】 (環境安全課 / 子育て健康課) バイスタンダー(救急現場に居合わせた町民)の育成や地域防災力の強化を推進する。 防災士育成と自主防災組織の拡充(1-1 再掲) 【個別施策分野 / 横断的分野B】 (環境安全課) 地域の災害対応力の向上を図るために、防災士の育成を図るとともに、自主防災組織数の拡大を図る。(1-1 再掲) 地域連携による避難行動要支援者支援体制の構築(1-1 再掲) 【個別施策分野 / 横断的分野C】 (環境安全課 / 住民福祉課) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿の作成や個別避難計画の策定、避難訓練の支援を行うなど、地域と連携した避難支援体制を構築する。 防火思想の普及と火災予防対策の強化(1-1 再掲) 【個別施策分野 / 横断的分野A】 (環境安全課) 防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等について啓発を行い地震発生時の出火防止の徹底を推進する。 先進防災技術の活用による災害対応体制の強化(1-1 再掲) 【個別施策分野】 (環境安全課 / 穴水消防署) 災害用ドローンの導入等、先進の防災技術を駆使して、複雑多様化する災害に対応できる防災体制を構築する。 消防団員の確保と災害対応力の強化(1-1 再掲) 【個別施策分野 / 横断的分野B】 (環境安全課) 地域防災の要である消防団員を確保し、災害対応能力の向上と地域への防災指導力を強化する。 消防装備の更新と資機材の充実強化(1-1 再掲) 【個別施策分野】 (環境安全課 / 穴水消防署) 各消防分団に配備している消防車両・消防設備の計画的な更新と資機材の充実強化により地域防災力の向上を図る。 消防団と自主防災組織の連携による地域防災力の向上 【個別施策分野】 (環境安全課) 消防団員の定数確保や車両・資機材の充実等により消防団の活動能力向上を図るとともに、自主防災組織と連携した防災訓練等の取組を推進する。</p>

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2 - 2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(1) 脆弱性の分析・評価

災害時に負傷者や要救助者が多数発生した際には、迅速な医療対応と搬送が不可欠であることから、災害時の医療体制や搬送体制を整備する必要がある。
医療・福祉施設が被災すると、要配慮者の安全確保や医療提供が困難になることから、医療・福祉施設の耐震化や防火体制を強化する必要がある。
地域全体の医療対応力を向上させるために、災害拠点病院及び医療チームとしての機能を維持向上する必要がある。

(2) 推進方針

1 医療・福祉機能等の整備

災害時医療体制及び搬送体制の整備 【個別施策分野】

(環境安全課 / 公立穴水総合病院)

災害時にDMATや医薬品等のニーズ把握、支援要請等を的確に行うため、関係機関と連携した情報伝達訓練や災害医療訓練を実施し、災害時医療体制や搬送体制の整備を推進する。

医療施設の耐震化及び防災設備整備による災害時医療体制の強化

【個別施策分野、】

(公立穴水総合病院)

医療施設の耐震化やスプリンクラーの設置、業務継続計画の見直し、災害時医療活動資機材の整備等、医療活動に必要な対策を促進する。

地域医療機能強化に資する人材確保・育成の推進 【個別施策分野 / 横断的分野B】

(公立穴水総合病院)

地域医療の要としての機能を強化するため、修学資金貸与制度を通じた人材確保に取り組むなど地域医療を守り育てる体制づくりを推進する。

災害拠点病院の防災訓練等を通じた機能の維持向上 【個別施策分野】

(公立穴水総合病院)

災害拠点病院である公立穴水総合病院について、防災訓練、広域搬送訓練や集団救急訓練等を通じて機能の維持向上を図る。

災害時医療用備蓄品確保と調達体制の構築 【個別施策分野 / 横断的分野C】

(公立穴水総合病院)

医療用備蓄品を備蓄し、定期的に更新するとともに、不足した場合に備えて関係機関と連携し調達体制の整備を図る。

県・医療機関・医師会等との連携による災害医療体制の強化

【個別施策分野 / 横断的分野C】

(住民福祉課 / 子育て健康課 / 公立穴水総合病院)

県、医療機関、医師会などの各種団体等と連携協力し、災害時の緊急医療体制の再整備や拠点となる医療機関と福祉施設などの機能強化を図る。

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2 - 2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(1) 脆弱性の分析・評価

医療物資や負傷者の搬送が円滑に行えないと、救命率が低下することから、搬送・輸送体制を確保する必要がある。

(2) 推進方針

2 搬送・輸送体制の確保

幹線道路の無電柱化の推進(1-1 再掲) 【個別施策分野、】

(地域整備課)

電柱倒壊による交通遮断を防止するため、幹線道路の無電柱化を推進する。

災害時の救援・物資輸送路確保に向けた重要路線の強化 【個別施策分野、】

(地域整備課)

救援救助、緊急物資輸送等に必要なルートを早期に確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路等の重要路線を優先して耐震性を強化する。また、災害時に道路が寸断される事を予測した町道などの道路網の整備を行う。

ヘリコプター輸送体制の構築 【個別施策分野、】

(環境安全課)

道路の寸断等により、ヘリコプターによる救急・救助活動、物資の輸送等が考えられることから、関係機関と連携強化を図るとともに、輸送体制について検討する。

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2 - 3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

(1) 脆弱性の分析・評価

被災者の安全と健康を守るため、迅速な避難所の開設や運営体制を構築する必要がある。避難生活の質を確保し、長期化する場合でも健康・安全を維持するため、避難所における災害用備蓄品や防災資機材を充実強化する必要がある。

災害時の受け入れ能力や安全性を向上させるために、避難所の機能を強化する必要がある。

避難生活が長期化すると、健康・衛生・精神面での支援が不可欠となることから、避難生活の長期化に向けた支援体制を構築する必要がある。

(2) 推進方針

1 迅速な避難所の開設及び運営

地域連携で実現するスムーズな避難所対応体制の構築

【個別施策分野 / 横断的分野C】

(環境安全課 / 住民福祉課)

町職員や施設管理者、自主防災組織との連携により、避難所の開設・運営が迅速にできる協力体制を構築する。

多様な来訪者に対する避難所への誘導・運営体制の整備 【個別施策分野】

(観光交流課)

観光客や外国人をはじめ、地理に不慣れな人に対する避難所への誘導・運営体制を整備する。

災害備蓄品と防災資機材の充実による避難所機能の強化 【個別施策分野】

(環境安全課)

様々な災害を想定し、指定避難所の災害用備蓄品や防災資機材の充実を図り、避難所の機能向上を推進する。

福祉避難所の整備推進 【個別施策分野】

(環境安全課 / 住民福祉課)

避難行動要支援者の受入れのため、福祉避難所としての設備や機能を兼ね備えた施設の確保に努める。

2 避難生活の長期化に対する支援体制の整備

福祉・医療・情報提供を含む総合的な避難者支援の構築

【個別施策分野 / 横断的分野C】

(環境安全課 / 住民福祉課 / 子育て健康課)

多様な避難所でのニーズや要配慮者の特性を考慮し、避難者が安心して生活できる場を提供するとともに、福祉サービスや保健医療サービスの提供、衛生的な生活環境の維持、災害情報や安否確認等の情報提供、専門家による心のケア等、関係部局・機関と連携を図り、避難者の支援体制を整備する。福祉避難所においては、要配慮者の避難スペースの拡充や避難所のバリアフリー化、専用相談スペースなど様々な機能の整備に努める。

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2 - 3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

(1) 脆弱性の分析・評価

被災者の早期の生活再建を支援する体制を構築する必要がある。
避難所で感染症が発生すると集団感染のリスクが高まることから、感染症対策に配慮した避難所運営体制を整備する必要がある。

(2) 推進方針

備蓄品充実などによる快適な生活環境の確保 【個別施策分野】

(環境安全課)

避難者が快適に生活できる場を提供するために、備蓄品の充実など避難所の整備を推進する。

被災者の生活再建を支える迅速な復旧・供給体制の構築 【個別施策分野】

(復興推進課 / 税務課 / 地域整備課 / 上下水道課)

被災者の早期の生活再建を支援するため、り災証明発行、ライフラインの復旧、応急仮設住宅や復興住宅の供給等を早期に実行するための体制を整備する。

3 感染症対策に配慮した避難所運営体制の整備

感染症の発生・まん延防止を図る避難所体制の整備 【個別施策分野】

(環境安全課 / 住民福祉課 / 子育て健康課)

避難所において、感染症の発生・まん延の防止を図り、避難者の安全安心を確保するために必要な体制及び環境を整備する。

健康状態の定期確認と症状者専用スペースの確保 【個別施策分野】

(住民福祉課 / 子育て健康課)

避難者及びスタッフの健康状態を定期的に確認し、発熱、咳等の症状がある者については、健康な者と動線を分けるため、占用のスペースを確保する。

避難所過密防止に向けた事前周知と分散避難の推進

【個別施策分野 / 横断的分野 A】

(環境安全課)

避難所が過密状態になることを防ぐため、安全が確保できる場合は親戚や友人の家等への避難を検討してもらうよう事前に周知する。

健康管理物資の持参を促す事前周知の徹底

【個別施策分野 / 横断的分野 A】

(環境安全課 / 住民福祉課 / 子育て健康課)

避難所への避難の際には、マスク、消毒液、体温計等の健康管理に必要な物資を自ら持参するよう事前に周知する。

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2 - 4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(1) 脆弱性の分析・評価

災害時に物資が不足すると避難生活の安全・健康が損なわれることから、避難所や家庭、事業所での避難用物資の備蓄体制を強化する必要がある。
物資・人員・情報の迅速な受け入れが可能となるよう、災害時における支援協定を締結している関係機関及び民間事業者との連携強化に向けた取組を行う必要がある。
災害時に上水道が被災すると飲料水の供給が途絶することから、上水道の耐震化や応急給水体制を整備する必要がある。

(2) 推進方針

1 関係機関と連携した防災用品の備蓄の推進

官民連携による備蓄の推進 【個別施策分野】

(環境安全課)

避難施設への食料等の備蓄品を充実するとともに、家庭や民間事業所での備蓄を啓発し、県、町、民間事業者、地域団体等と連携して備蓄を推進する。

支援協定の実効性確保及び能登半島地震の教訓を踏まえた調達体制の強化

【個別施策分野 / 横断的分野 A】

(環境安全課)

生活必需品の調達について、関係機関及び民間事業者との支援協定が災害時に確実に機能するよう連携を強化する。加えて、令和 6 年能登半島地震を経て、連携の重要性を再認識したため、災害協定締結に向けた検討を行う。

2 上水道の応急給水体制の整備促進

応急給水体制の整備及び支援受入体制の構築 【個別施策分野】

(観光交流課 / 地域整備課 / 上下水道課)

上水道施設の耐震化や管路の老朽化対策、幹線管路の災害対応能力の強化を図るとともに、各種資機材の整備等による応急給水体制の整備や広域的な支援受入体制の構築を進める。

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2 - 4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(1) 脆弱性の分析・評価

救援・物資輸送・避難が円滑に行えるよう、交通ネットワークにおける災害対応力を向上する必要がある。

令和 6 年能登半島地震では、加賀地域からの主要なアクセスルートである、のと里山街道で大規模な崩落が多数発生し、奥能登地域全域が孤立状態となり、救助救急活動や復旧資機材の輸送等に大きな影響が生じた。災害により道路及び道路の重要な構造物である橋梁が破損することは、災害時における町民の避難、消防活動、医療活動、緊急物資の輸送、救助・救急活動等に大きな支障が生じることから、緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化を推進する必要がある。

(2) 推進方針

3 災害に対応した輸送ルートの確保

交通インフラの強靱化に向けた関係機関との協働強化 【個別施策分野 、 】

(地域整備課)

関係行政機関による国道や主要地方道等の基幹交通ネットワークの災害対応力の強化を働きかけるとともに、救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路の点検や橋梁の耐震化を推進することにより、輸送手段の安全確保を図る。

緊急輸送道路の点検及び橋梁の耐震化の推進 【個別施策分野 、 】

(地域整備課)

救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路の点検や橋梁の耐震化を推進することにより、輸送手段の安全確保を図る。

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2 - 5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

(1) 脆弱性の分析・評価

大規模災害時に帰宅困難者が多数発生し、混乱や安全確保の課題が生じるおそれがあることから、総合的な帰宅困難者対策を推進する必要がある。
帰宅困難者の発生状況など、各種被害情報の収集手段を検討する必要がある。

(2) 推進方針

1 帰宅困難者対策の推進

総合的な帰宅困難者対策の推進 【個別施策分野、】

(環境安全課 / 観光交流課)

鉄道事業者、商業施設等との連携、一斉帰宅の抑制啓発、一時滞在施設の確保及び備蓄の推進、情報提供体制(外国人対応含む)の検討など、総合的な帰宅困難者対策を推進する。

帰宅困難者等の状況把握 【個別施策分野、 / 横断的分野C】

(総務課 / 環境安全課)

発災時に穴水駅周辺を中心に発生が見込まれる帰宅困難者等の状況把握のため、定点カメラ、民間ドローンの活用など、その情報収集手段について検討する。

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2 - 6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(1) 脆弱性の分析・評価

災害時に孤立リスクが高い中山間地域における地域防災力を向上する必要がある。物資・人員・情報の迅速な受け入れが可能となるよう、災害時における支援協定を締結している関係機関及び民間事業者との連携強化に向けた取組を行う必要がある。

(2) 推進方針

1 地域の防災力・災害対応力の向上

防災士育成と自主防災組織の拡充(1-1 再掲) 【個別施策分野 / 横断的分野 B】

(環境安全課)

地域の災害対応力の向上を図るために、防災士の育成を図るとともに、自主防災組織数の拡大を図る。

地域連携による避難行動要支援者支援体制の構築(1-1 再掲)

【個別施策分野 / 横断的分野 C】

(環境安全課 / 住民福祉課)

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿の作成や個別避難計画の策定、避難訓練の支援を行うなど、地域と連携した避難支援体制を構築する。

防火思想の普及と火災予防対策の強化(1-1 再掲) 【個別施策分野】

(環境安全課)

防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等について啓発を行い地震発生時の出火防止の徹底を推進する。

先進防災技術の活用による災害対応体制の強化(1-1 再掲) 【個別施策分野】

(環境安全課 / 穴水消防署)

災害用ドローンや小型緊急車両の導入等、先進の防災技術を駆使して、複雑多様化する災害に対応できる防災体制を構築する。

消防団員の確保と災害対応力の強化(1-1 再掲) 【個別施策分野 / 横断的分野 B】

(環境安全課)

消防団員を確保し、災害対応能力の向上と地域への防災指導力を強化する。

消防装備の更新と資機材の充実強化(1-1 再掲) 【個別施策分野】

(環境安全課)

各消防分団に配備している消防車両・消防設備の計画的な更新と資機材の充実強化により地域防災力の向上を図る。

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2 - 6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(1) 脆弱性の分析・評価

災害時に孤立の可能性がある集落へつながる道路網を整備する必要がある。

(2) 推進方針

2 信頼性の高い道路網の確保

孤立集落防止に向けた橋梁耐震化と狭あい道路改良の推進 【個別施策分野 、 】

(地域整備課)

交通ネットワークの遮断により中山間地域の孤立集落の発生を防止するため、橋梁の耐震化や狭あい道路の改良等を推進する。

孤立集落防止に向けた町道・林道・農道の迂回路の整備推進 【個別施策分野 、 】

(地域整備課)

山間部における孤立集落の発生を防止するため、幹線道路の迂回路となり得る町道、林道及び農道の整備を推進する。

町道・林道・農道の橋梁等の老朽化対策と維持管理の強化

【個別施策分野 、 / 横断的分野 D】

(地域整備課)

町道、林道及び農道の橋梁等道路施設の老朽化対策について、計画的な点検や補修・更新を実施するとともに適切な維持管理を行う。

町保有機械の計画的更新と民間支援による除雪体制整備(1-6 再掲)

【個別施策分野 / 横断的分野 B、C】

(地域整備課)

町が保有する除雪機械の計画的な更新や民間の除雪事業者の支援を継続的に行うとともに、除雪オペレーターの確保及び人材育成に努め、大雪時の除雪体制を構築する。

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2 - 7 大規模な自然災害と感染症との同時発生

(1) 脆弱性の分析・評価

災害時は避難所等で感染症が拡大しやすいことから、感染症の予防・防疫体制を構築する必要がある。

災害時にトイレが使用できなくなると衛生環境が悪化し、健康被害が発生することから、災害用トイレを備蓄する必要がある。

し尿処理が滞ると衛生環境が悪化し、感染症リスクが高まることから、災害時に適切にし尿を処理する体制を整備する必要がある。

(2) 推進方針

1 感染症の予防・防疫体制の構築

各種予防接種推進と正しい感染予防知識の周知 【個別施策分野 / 横断的分野A】

(子育て健康課)

交通ネットワークの遮断により中山間地域の孤立集落の発生を防止するため、橋梁の耐震化や狭あい道路の改良等を推進する。

医療用品の備蓄量の強化 【個別施策分野】

(環境安全課)

山間部における孤立集落の発生を防止するため、幹線道路の迂回路となり得る町道、林道及び農道の整備を推進する。

衛生管理強化に向けた消毒体制の整備 【個別施策分野】

(環境安全課)

浸水家屋や廃棄物仮置場など、衛生上問題となる場所の把握と早期に消毒が実施できる体制づくりを行う。

2 災害時におけるし尿処理体制の確保

災害用トイレの備蓄の推進 【個別施策分野】

(環境安全課)

平時から災害時に起こりうる事態を具体的に想定し、必要なトイレの数を試算し、災害用トイレ(携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ)の備蓄を推進する。

事業者連携の強化及びし尿処理施設の適切な維持管理・計画的な更新

【個別施策分野 / 横断的分野C】

(環境安全課)

し尿くみ取り事業者と災害時の連絡体制の整備等、連携の強化を図る。また、安定した処理状態を維持するため、し尿処理施設の点検や清掃などの適切な維持管理を行うとともに、計画的な更新を行う。

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2 - 7 大規模な自然災害と感染症との同時発生

(1) 脆弱性の分析・評価

下水道施設が被災すると衛生環境が悪化し、生活・復旧活動に支障を来すことから、下水道施設の耐震化及び老朽化対策を実施する必要がある。
避難所で感染症が発生すると集団感染のリスクが高まることから、感染症対策に配慮した避難所運営体制を整備する必要がある。(2-3 再掲)

(2) 推進方針

下水道施設の耐震化と維持管理による長寿命化の推進 【個別施策分野】

(上下水道課)

下水道施設の計画的な耐震化及び適切な維持管理・補修により施設の長寿命化を図る。

3 感染症対策に配慮した避難所運営体制の整備

感染症の発生・まん延防止を図る避難所体制の整備(2-3 再掲) 【個別施策分野、】

(環境安全課 / 住民福祉課 / 子育て健康課)

避難所において、感染症の発生・まん延の防止を図り、避難者の安全安心を確保するために必要な体制及び環境を整備する。

健康状態の定期確認と症状者専用スペースの確保(2-3 再掲) 【個別施策分野】

(住民福祉課 / 子育て健康課)

避難者及びスタッフの健康状態を定期的に確認し、発熱、咳等の症状がある者については、健康な者と動線を分けるため、占用のスペースを確保する。

避難所過密防止に向けた事前周知と分散避難の推進(2-3 再掲)

【個別施策分野 / 横断的分野 A】

(環境安全課)

避難所が過密状態になることを防ぐため、安全が確保できる場合は親戚や友人の家等への避難を検討してもらうよう事前に周知する。

健康管理物資の持参を促す事前周知の徹底(2-3 再掲) 【個別施策分野】

(環境安全課 / 住民福祉課 / 子育て健康課)

避難所への避難の際には、マスク、消毒液、体温計等の健康管理に必要な物資を自ら持参するよう事前に周知する。

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3 - 1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
(1) 脆弱性の分析・評価
災害時は犯罪やトラブルが発生しやすいことから、地域防犯対策を強化する必要がある。
(2) 推進方針
1 地域防犯対策の強化 災害時の治安確保に向けた防犯対策の充実・強化 【個別施策分野、】 (環境安全課) 災害時においても、治安を確保するため、防犯カメラの設置を促進するとともに、停電時にも対応可能な防犯灯の設置などを検討する。また、治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実・強化を図る。

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-2 町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

(1) 脆弱性の分析・評価

災害時でも住民支援や復旧活動を円滑に進められるよう、業務継続計画に基づき、行政機関の機能を保持する必要がある。

町庁舎の耐震化率は100%であるが、引き続き、町が保有・管理する公共施設について、耐震化や室内安全対策等、防災機能の強化を推進する必要がある。

災害時に行政機能や災害対応が停止しないよう、業務継続に必要な通信機能、電源、燃料等を整備する必要がある。

災害時に情報共有が円滑に行えないと、対応の遅れや混乱が生じることから、情報を共有するためのシステム整備や通信設備の充実を行う必要がある。

(2) 推進方針

1 行政機能の機能保持

穴水町業務継続計画に基づく災害対応の強化 【個別施策分野 / 横断的分野B】

(全課 / 教育委員会 / 議会事務局 / 公立穴水総合病院 / 穴水消防署 / 防災関係機関)

「穴水町業務継続計画」に基づき、災害時の優先業務を最大限迅速・効果的に実施し、被害の軽減、復旧時間の短縮や発災直後の活動レベルの向上を図ることにより、業務継続体制を強化する。また、業務継続計画の実効性を高めるため、継続的に周知・訓練を行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検・見直しを行う。

公共施設の耐震化及び老朽化対策の推進(1-1再掲) 【個別施策分野】

(総務課 / 地域整備課)

町が保有・管理する公共施設について、計画的に耐震化を実施するとともに、適切な維持管理・補修等により施設の長寿命化を図る。特に利用率、公用等の高い施設については、重点的に対応する。その際において、構造部分の耐震性のほか、非構造部分の安全性(耐震性)についても検討を行い、施設利用者の安全性の確保及び災害時を想定した十分な検討に努める。

災害時の通信・電源・資機材確保による業務継続の強化 【個別施策分野】

(総務課)

庁舎や公共施設の室内安全対策や各種データの喪失対策を推進するとともに、業務継続に必要な通信機能、電源、燃料、車両、資機材等の整備を推進する。

防災行政無線・衛星通信機器の整備 【個別施策分野 / 横断的分野A】

(総務課 / 環境安全課)

有線通信の途絶に備え、防災行政無線(衛星系)や衛星通信機器の整備等の災害時の通信手段の多重化・強化を図る。

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3 - 2 町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
(1) 脆弱性の分析・評価
外部からの支援を円滑に受け入れることができるよう、支援受入れのための体制を構築する必要がある。
(2) 推進方針
2 支援人員の受入れ体制の構築 職員不足に備えた広域応援・受援体制の強化 【個別施策分野】 (環境安全課) 行政機関の職員の絶対的不足に備え、広域応援協定の締結や受援計画の整備等、支援人員の受入れ体制を構築する。 災害対応長期化に伴う職員ケア体制の構築 【個別施策分野】 (子育て健康課) 災害対応の長期化による職員の身体的、精神的な負担増に対するケア体制を検討する。

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力低下・経営執行力低下による地域経済、サプライチェーンの停滞や維持への甚大な影響

(1) 脆弱性の分析・評価

業務継続計画の見直しなど災害時でも企業の事業活動を継続するための取組を行う必要がある。

物流上重要な役割を担う道路ネットワークが寸断されることにより、原材料や部品等の調達が困難となり、事業所等の生産停止といった事態を招くおそれがあることから、物流拠点をつなぐ道路ネットワークを構築する必要がある。

空港及び鉄道が被災すると広域避難や物資輸送が困難になることから、空港及び鉄道の機能強化に向けた施設の整備を行う必要がある。

災害時でも人が集まりやすい穴水駅周辺における防災や減災に向けた取組を行う必要がある。

(2) 推進方針

1 事業者における事業継続計画

企業の事業継続力強化に向けた取組の促進 【個別施策分野 / 横断的分野C】

(総務課)

事業者による業務継続計画の見直しや建物の耐震化など、災害発生時に企業の事業活動を継続するための取組を促進する。

2 信頼性の高い交通ネットワークの構築

物流拠点を結ぶ多重化道路ネットワークの整備 【個別施策分野】

(地域整備課)

緊急時にも生産拠点やのと里山空港などの物流拠点を繋ぐ多重で信頼性の高い道路ネットワークを構築する。

町道・林道・農道の橋梁等の老朽化対策と維持管理の強化(2-6再掲)

【個別施策分野】

(地域整備課)

町道、林道及び農道の橋梁等道路施設の老朽化対策について、計画的な点検や補修・更新を実施するとともに適切な維持管理を行う。

空港及び鉄道の機能向上に向けた計画的整備 【個別施策分野】

(地域整備課)

平時から、管理主体と関係機関が連携し、空港及び鉄道の機能向上に向けた施設整備や計画的な老朽化対策等を推進するとともに、引き続き既存路線の維持・拡充等に向けた取組を推進する。

穴水駅周辺の防災機能の強化 【個別施策分野】

(地域整備課)

広域交流の結節点となる穴水駅周辺の耐震対策や、周辺市街地の無電柱化や道路拡幅など防災・減災機能の強化に向けた取組を推進する。

目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない

4 - 1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力低下・経営執行力低下による地域経済、サプライチェーンの停滞や維持への甚大な影響

(1) 脆弱性の分析・評価

緊急輸送道路が被災すると救援・物資輸送が困難になることから、緊急輸送道路における防災・減災対策を実施する必要がある。

(2) 推進方針

緊急輸送道路における防災・減災対策が必要 【個別施策分野】

(地域整備課)

救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を促進する。

目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない

4 - 2 重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

(1) 脆弱性の分析・評価

有害物質が漏えいすると、町民の健康や環境に甚大な影響が及ぶことから、有害物質の漏えい等の防止対策について周知する必要がある。

災害時に危険物・有害物質が流出すると二次災害が発生するため、危険物・有害物を取り扱う施設に対し、保全体制の把握や法令順守の指導等を行う必要がある。

(2) 推進方針

1 有害物質の漏えい等の防止体制の構築

有害物質流出時の迅速対応に向けた情報共有と周知体制の構築 【個別施策分野】

(総務課)

救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を促進する。

2 危険物・有害物質の安全確保

危険物取扱施設の保安体制の強化 【個別施策分野】

(総務課)

危険物・有害物質を取り扱う施設に対し、関係機関との連携や要請による保安体制の把握及び法令に基づく改善の指導等により、未然に事故防止を図る。

目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない

4 - 3 食料等の安定供給の停滞に伴う、住民生活・社会経済活動への甚大な影響

(1) 脆弱性の分析・評価

災害時に食料供給が途絶すると町民の健康・安全が損なわれることから、農業基盤を強化する必要がある。

大規模災害時においても円滑に食料等を供給するため、食料の優先供給や輸送に係る協定締結団体の確保や締結済団体との連携・協力体制の構築の促進・普及啓発を一層促進する必要がある。

食料、飲料水、生活必需品などについて、適切かつ効率的な備蓄の運用、安定的な輸入の確保を図っていく必要がある。

災害時の食料、飲料水、生活必需品などの確保を円滑に行うため、輸送業者等と、災害時の連携について継続して確認しておく必要がある。

(2) 推進方針

1 食料供給を支える農地保全と農業環境の充実

農業経営基盤の安定化 【個別施策分野】

(地域整備課)

農地の保全・整備を推進するために、農業従事者の確保を推進し、農業環境を整備する。また、災害時の安定的な食料供給のため、農業経営基盤の安定・強化を図る。

災害時における協力協定の締結 【個別施策分野 / 横断的分野C】

(環境安全課)

町と各団体が連携しながら災害対策活動に努められるように、必要に応じて協力協定を締結する。

2 連携強化による物資確保体制の構築

備蓄体制と広域連携の強化 【個別施策分野 / 横断的分野C】

(環境安全課)

食料、飲料水、生活必需品などの計画的備蓄を行うとともに、他自治体との相互応援協定の拡大を図り、平時より連携を強化し、これらの確保に努める。

物資の輸送機能の維持・確保 【個別施策分野 / 横断的分野C】

(環境安全課)

災害時の食料、飲料水、生活必需品などの確保を円滑に行うため、輸送業者等と物流機能を円滑に確保できるように、情報共有や災害時の取り決めを確認し、連携強化に努める。

目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない

4 - 4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(1) 脆弱性の分析・評価

町では令和 7 年夏季に少雨や猛暑により簡易水道取水源の水が枯れ、簡易水道を利用している町民が一時断水するなどの被害が発生した。今後も気候変動の影響により、渇水が深刻化するおそれがあることから、渇水対策を進める必要がある。

(2) 推進方針

1 総合的な渇水対策の推進

広域応援体制の構築及び資機材貸出し等による水供給リスクの低減 【個別施策分野】

(環境安全課 / 上下水道課)

大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、節水に関する指導・助言やポンプの貸出し等、総合的に渇水対策を実施する。

災害時の水供給確保に向けたデジタル化・訓練・設備整備

【個別施策分野 / 横断的分野 B、E】

(上下水道課)

災害時に被災した水道施設の応急復旧や応急給水、工業・農業用水との調整による水道原水のバックアップが円滑にできるよう、水道施設台帳のデジタル化、情報連絡・活動体制に係る訓練、応急給水施設の整備、資機材の確保等の強化を総合的に図る。

渇水リスクに備えた代替水源の確保及び地下水・雨水利用の推進 【個別施策分野】

(地域整備課 / 上下水道課)

気候変動等の影響により、渇水が更に深刻化するおそれがあることを踏まえ、関係者が連携して渇水による影響・被害を想定した上で、渇水による被害を軽減するための対策や危機時の代替水源の確保等に取り組むとともに、持続的な地下水の保全・利用及び雨水・再生水利用を推進する。

水利用の相互融通とバックアップ体制の構築 【個別施策分野】

(上下水道課)

工業・農業・水道用水の供給不足が生じた場合における、限られた水量でそれぞれの生産活動・生活への影響を最小限に抑えるための相互融通、バックアップ体制を事前に構築する。

目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない

4 - 5 農地・森林や生態系等の被害に伴う地域の荒廃・多面的機能の低下

(1) 脆弱性の分析・評価

地域資源が被災・劣化すると農業生産や生活基盤が損なわれることから、農地・農業水利施設等の地域資源の保全管理を推進する必要がある。

森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、災害に強い森林づくりを進める必要がある。

復旧・復興が円滑に進むよう、農林業の担い手の確保、育成を推進する必要がある。

(2) 推進方針

1 農地・農業水利施設等の保全管理の推進

持続可能な農業環境を支える集落活動の拡充 【個別施策分野】

(地域整備課)

地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を実施するため、多面的機能支払、中山間地域等直接支払に取り組む集落の増加を図る。

2 災害に強い森林づくりの推進

森林の多面的機能を支える整備・保全の推進 【個別施策分野】

(地域整備課)

森林の多面的機能の持続的な発揮を図るため、多様で健全な森林の整備や保全、集中豪雨等による崩壊地の復旧、森林施業の低コスト化、県産材の利用促進、鳥獣被害等の防止等、森林整備を計画的に推進する。

3 農林業の担い手の確保・育成

持続可能な農林業に向けた担い手の確保・育成 【個別施策分野 / 横断的分野B】

(地域整備課)

農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、農林水産業の担い手支援事業を継続実施し、新たに農林業に従事する者や農業参入する企業等の意欲ある多様な担い手の確保・育成を図り、持続可能な農林業に資する取組を推進する。また、地域計画や農業振興地域整備計画を策定し、農地の維持・管理や担い手の経営の安定化を図る。

目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5 - 1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

(1) 脆弱性の分析・評価

災害時に情報伝達が遅れると避難や対応が遅れることから、住民等への情報伝達体制を強化する必要がある。

町民の防災意識が低いと、災害時の避難や自助・共助の行動が遅れ、被害が拡大するおそれがあるため、町民の防災意識を向上させる取組を推進する必要がある。

(2) 推進方針

1 住民等への情報伝達体制の強化

災害情報の迅速収集と ICT 活用による情報伝達体制の強化

【個別施策分野 / 横断的分野 E】

(総務課 / 環境安全課)

災害状況のタイムリーな情報収集と、避難指示など住民への情報発信をより速やかに正確に行うため情報伝達手段を再整備する。防災行政無線をはじめ、テレビやラジオ、インターネット、衛星通信機器、Jアラート、Lアラートや町公式 LINE 等、情報伝達手段の整備に ICT を活用する。

防災情報の迅速・確実な伝達とデジタル活用の推進 【個別施策分野 / 横断的分野 E】

(総務課 / 環境安全課)

町民に避難指示等の防災情報を確実に伝達するために、一斉情報配信システムを配備し、緊急速報メールや SNS、町公式 LINE 等の複数システムへ瞬時に配信・連携できる仕組みを構築し、早期の自主避難を支援し、迅速でわかりやすい情報を発信する。また、高齢者向けデジタル端末教室の実施や、デジタル端末の普及促進を図る。

2 防災意識の向上及び防災活動の推進

広報・研修等による防災意識の向上・地域リーダーの育成

【個別施策分野 / 横断的分野 A、B】

(環境安全課)

町民への広報活動や防災研修、マイ・タイムラインの周知等を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、地域が防災活動を推進するための施設や資機材の整備、訓練への助成等により自主防災組織の活性化を促進する。また、防災士をはじめとする地域の防災リーダーを育成する。

目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5 - 1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

(1) 脆弱性の分析・評価

町民の災害対応力や地域防災力の向上を図るため、防災教育や防災活動を推進する必要がある。
災害時に通信が途絶すると復旧・救援活動に支障を来すことから、情報通信事業者との情報共有体制を整備する必要がある。
災害時における情報収集・伝達手段を確保するため、情報通信基盤を強化する必要がある。

(2) 推進方針

実践的な避難訓練・防災教育の推進 【個別施策分野 / 横断的分野 B】

(環境安全課)

実践的な避難訓練を通して、自らの命を守るため主体的に適切な避難行動がとれるよう
に防災教育を行うとともに、身近な安全対策(耐震化、家具固定等)を発信する防災活動
や、昔の生活様式に触れる機会の提供、防犯教育の実施や保存食生活など、将来の地域防
災を担う人材を育成するための実践的な防災教育・訓練を推進し、地域防災力の向上を図
る。

外国人等に配慮した多言語化の推進 【個別施策分野 / 横断的分野 A】

(環境安全課 / 観光交流課)

外国人等に配慮した避難誘導案内板や各種ハザ - ドマップの作成、多言語化に対応した
整備を進める。

3 各種事業者との連携強化

衛星通信機器の整備 【個別施策分野 / 横断的分野 C】

(総務課 / 環境安全課)

災害時の情報通信の不通を迅速に回復するため、情報通信事業者との情報共有体制の強
化を図るとともに、臨時の携帯電話基地局や特設公衆電話等の活用による情報伝達体制
の強化を図る。

4 情報通信基盤の強化

衛星通信機器の整備 【個別施策分野 / 横断的分野 C】

(総務課)

災害時における情報収集・伝達手段を確保するため、防災拠点施設等において、インタ
ーネット回線として使用可能な衛星通信機器を整備することにより、情報通信基盤を強
化する。

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5 - 2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

（1）脆弱性の分析・評価

災害時に電力が途絶すると復旧・救援活動に支障を来すことから、電力事業者との情報共有体制を整備する必要がある。

災害時に電気が使えないと生活・事業活動が停止することから、家庭や事業所での電気を確保するための取組を進める必要がある。

災害・停電時にもエネルギーを確保するための取組が必要

（2）推進方針

1 各種事業者との連携強化

災害時の電力確保に向けた事業者連携と臨時通信体制の強化

【個別施策分野 / 横断的分野C】

（環境安全課）

災害時の電力を迅速に回復するため、電力事業者との情報共有体制の強化を図る。

2 家庭や事業所における電気の確保

太陽光発電・蓄電池の普及促進による災害時の電力確保 【個別施策分野】

（環境安全課）

災害時に家庭や事業所の電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入について普及啓発を図る。

3 エネルギーの確保

災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進

【個別施策分野、】

（総務課 / 環境安全課）

避難施設・防災拠点、公共施設及び公用施設への太陽光等の再生可能エネルギー設備や蓄電池、コージェネレーション設備等の導入を支援し、災害時にもエネルギーが供給されることで、災害対応や安心できる避難生活の確保等を図る。

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5 - 3 石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

(1) 脆弱性の分析・評価

災害時に物流拠点間の道路が寸断されると物資供給が滞ることから、物流拠点をつなぐ道路ネットワークを強化する必要がある。

災害時に燃料供給が途絶すると復旧・救援活動が停止することから、燃料供給事業者との連絡体制の連携を強化する必要がある。

(2) 推進方針

1 災害に対応した輸送ルートの確保

交通インフラの強靱化に向けた関係機関との協働強化(2-4再掲) 【個別施策分野】

(地域整備課)

関係行政機関による国道や主要地方道等の基幹交通ネットワークの災害対応力の強化を働きかけるとともに、救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路の点検や橋梁の耐震化を推進することにより、輸送手段の安全確保を図る。

2 各種事業者との連携強化

石油等燃料供給の安定確保に向けた協定の実効性の強化

【個別施策分野 / 横断的分野B、C】

(環境安全課)

災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が生じることを防ぐため、民間事業者等との石油等の燃料を確保するための協定等が災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を実施する。

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5 - 4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

(1) 脆弱性の分析・評価

上水道施設が被災・老朽化すると飲料水供給が途絶することから、上水道施設の耐震化及び老朽化対策を推進する必要がある。

下水道施設が被災・老朽化すると衛生環境が悪化し、生活・復旧活動に支障を来すことから、下水道施設の耐震化及び老朽化対策を推進する必要がある。(2-7再掲)

住民の健康・安全が損なわれないよう、応急給水体制を強化する必要がある。

(2) 推進方針

1 上水道施設の耐震化及び老朽化対策の推進

上水道施設の耐震化と長寿命化の推進 【個別施策分野】

(上下水道課)

上水道施設の計画的な耐震化及び適切な維持管理・補修により施設の長寿命化を図る。

2 下水道施設の耐震化及び老朽化対策の推進

下水道施設の耐震化と長寿命化の推進 【個別施策分野】

(上下水道課)

下水道施設の計画的な耐震化及び適切な維持管理・補修により施設の長寿命化を図る。

3 応急給水体制の強化

協力体制の構築による応急給水体制の強化 【個別施策分野 / 横断的分野C】

(上下水道課)

応急給水体制の強化を図るため、関係機関、民間事業者との協力体制を構築する。

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5 - 5 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(1) 脆弱性の分析・評価

緊急時に道路ネットワークが機能しないと救援・物資輸送・避難が困難になることから、緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークを構築するとともに、緊急輸送道路の防災・減災対策を推進する必要がある。

(2) 推進方針

1 災害に対応した交通ネットワークの向上

交通インフラの強靱化に向けた関係機関との協働強化(2-4 再掲) 【個別施策分野】

(地域整備課)

関係行政機関による国道や主要地方道等の基幹交通ネットワークの災害対応力の強化を働きかけるとともに、救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路の点検や橋梁の耐震化を推進することにより、輸送手段の安全確保を図る。

町道・林道・農道の橋梁等の老朽化対策と維持管理の強化(2-6 再掲)

【個別施策分野】

(地域整備課)

町道、林道及び農道の橋梁等道路施設の老朽化対策について、計画的な点検や補修・更新を実施するとともに適切な維持管理を行う。

公共施設の耐震化及び老朽化対策の推進 【個別施策分野】

(総務課 / 地域整備課)

町が保有・管理する公共施設について、計画的に耐震化を実施するとともに、適切な維持管理・補修等により施設の長寿命化を図る。特に利用率、公用等の高い施設については、重点的に対応する。その際において、構造部分の耐震性のほか、非構造部分の安全性(耐震性)についても検討を行い、施設利用者の安全性の確保及び災害時を想定した十分な検討に努める。

応急復旧の迅速化に向けた建設業界・学識経験者との協働体制の整備

【個別施策分野 / 横断的分野B、C】

(環境安全課)

建設業協会や建設コンサルタント協会等との協定に基づく訓練を実施するなど、平常時から応急復旧体制を整備するとともに、早期復旧に向けた指導・助言を得るため、学識経験者との連携強化を図る。

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5 - 5 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(1) 脆弱性の分析・評価

主要道路が被災した場合でも、救援・物資輸送ができるよう、緊急輸送道路の迂回路となり得る複数の輸送ルートを確認する必要がある。

災害時の避難・物資輸送・復旧活動に支障を来さないよう、漁港施設の老朽化対策を推進する必要がある。

(2) 推進方針

2 複数の輸送ルートの確保

孤立集落防止に向けた町道・林道・農道の迂回路の整備推進(2-6 再掲)

【個別施策分野】

(地域整備課)

山間部における孤立集落の発生を防止するため、幹線道路の迂回路となり得る町道、林道及び農道の整備を推進する。

3 漁港施設の老朽化対策の推進

漁港施設の計画的点検・補修による維持管理の強化

【個別施策分野 / 横断的分野D】

(地域整備課)

漁港施設の計画的な点検や補修等を行うことにより、施設の適切な維持管理に取り組む。

目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6 - 1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(1) 脆弱性の分析・評価

災害発生後の復興を円滑に進めるために、復興まちづくりのための事前準備を進める必要がある。

住宅の応急修理が迅速に行われないと、被災者の生活再建が遅れることから、関係機関との連携強化を図る必要がある。

道路啓開が遅れると救援・物資輸送・避難が困難になることから、関係機関との連携強化を図る必要がある。

被災者支援制度情報データベースの利用促進。災害時に被災者にとって必要となる支援制度情報を一元的に集約したデータベースを整備しておく必要がある。

(2) 推進方針

1 復興まちづくりのための事前準備

復興まちづくりの事前準備の推進 【個別施策分野】

(総務課 / 環境安全課 / 地域整備課 / 上下水道課)

地域の特性に留意しつつ、復興まちづくりのための事前準備への取組を促進する。

住宅の応急修理等にかかる関係機関との連携強化 【個別施策分野 / 横断的分野 A】

(環境安全課 / 地域整備課)

災害時において被災状況の把握や応急措置など迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関との連携強化を図る。

2 災害時の道路啓開体制の強化

道路啓開にかかる関係機関との連携強化 個別施策分野 / 横断的分野 A】

(環境安全課 / 地域整備課)

災害発生時に、緊急輸送道路等の交通上重要と認められる路線に対し、円滑に道路啓開活動等を行うため、建設業協会等の関係機関と災害対応訓練等の実施による連携強化を図る。

3 地場産業の早期復興に向けた支援体制の強化

地場産業の早期復興支援策の検討推進 【個別施策分野】

(総務課 / 復興推進課)

災害発生後に産業が速やかに再建されるように、地場産業の早期復興支援の検討を進める。

4 被災者支援制度情報データベースの利用促進

「マイ制度ナビ」活用による被災者向け情報提供の促進

【個別施策分野 / 横断的分野 E】

(総務課)

被災者が必要な情報を得られるように、デジタル庁が整備した支援制度情報データベース「マイ制度ナビ」の活用を促進する。

目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

（1）脆弱性の分析・評価

被害の軽減や迅速な復旧が可能となるよう、町民一人ひとりの災害対応力と自助及び共助力の向上を図る必要がある。

災害対応・復旧復興を円滑に進めるため、防災士の育成と自主防災組織の強化に取り組む必要がある。

災害対応・復旧復興を円滑に進めるため、災害ボランティアの活動環境を整備する必要がある。

（2）推進方針

1 災害対応力等の向上

自助・共助の推進による地域防災力の強化 【個別施策分野 / 横断的分野A】

（環境安全課）

行政による「公助」には限界があるため、自分の身は自分で守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組を推進する。

防災士育成と自主防災組織の拡充（1-1再掲） 【個別施策分野 / 横断的分野A、B】

（環境安全課）

地域の災害対応力の向上を図るために、防災士の育成を図るとともに、自主防災組織数の拡大を図る。特に防災士の育成にあたっては、新規取得者への支援、防災士による地域での対策・対応などの共有の場を設けるなど、定期的な情報交換ができる仕組みを整備する。

2 災害ボランティアの活動環境の整備

災害ボランティア活動支援と人材育成の推進 【個別施策分野 / 横断的分野A、B】

（住民福祉課）

被災時のボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、関係機関と連携をとりながら、ボランティア活動の環境整備を図るほか、ボランティアと被災者二・ズとの総合的な調整を行う、災害ボランティアコ・ディネ・タ・の育成に取り組む。

目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6 - 2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
（１）脆弱性の分析・評価
災害対応・復旧復興を円滑に進めるため、建設事業者の担い手確保や育成に取り組む必要がある。 土地境界が不明確だと円滑な復興・復旧に支障を来すことから、土地境界を明確にしておく必要がある。
（２）推進方針
3 建設事業者の担い手確保や育成 業界団体と連携した建設事業者の人材育成の促進 【個別施策分野 / 横断的分野 B、C】 (総務課) 復旧・復興において重要な役割を持つ建設事業者の担い手の確保・育成を図るため、業界団体と連携して取り組む。
4 土地境界の明確化 地籍調査等の実施推進 【個別施策分野】 (税務課 / 地域整備課) 土地の境界について、災害後の円滑な復旧・復興を図るため、地籍調査等の実施により明確化する。

6 - 3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(1) 脆弱性の分析・評価

大量に発生する災害廃棄物の運搬・分別・処理を円滑に進めるため、災害廃棄物処理計画による処理体制の構築を図る必要がある。

衛生環境の悪化や復旧の遅れが生じないように、災害廃棄物の適切な処理ルートを確認する必要がある。

災害廃棄物の処理が滞り、衛生環境が悪化しないよう、災害廃棄物の一時仮置場を確保する必要がある。

衛生環境の悪化や復旧の遅れが生じないように、廃棄物処理事業者との連携による災害時処理体制の構築を図る必要がある。

大量の廃棄物を最終処分するため他市町との連携や支援の調整を行う必要がある。

(2) 推進方針

1 災害廃棄物の処理対策の推進

災害廃棄物の適正処理に向けた協働体制と分別・排出方法の広報推進

【個別施策分野 / 横断的分野C】

(環境安全課)

町民・事業者・行政の連携による災害廃棄物の適正で円滑な処理体制の構築を図る。また、町民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

災害廃棄物運搬ルートの確保と情報可視化による円滑な処理体制の構築

【個別施策分野 、 】

(環境安全課)

災害廃棄物の大量発生に備え、廃棄物の運搬ルートを確保する。また、地図上に、道路の復旧状況・家屋解体進捗状況などを載せて住民への情報の可視化を図る。

仮置場等の事前確保 【個別施策分野 】

(環境安全課)

災害廃棄物の大量発生に備え、仮置場等を確保する。

関係機関・民間との協定締結の推進 【個別施策分野 / 横断的分野C】

(環境安全課)

関係機関及び民間の廃棄物処理事業者との協定締結を推進し、災害廃棄物の迅速な処理体制を構築する。

自治体間との相互応援協定締結の推進 【個別施策分野 】

(環境安全課)

大規模災害に対応した他市町との相互応援協定を締結し、支援の調整を行う。

6 - 3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(1) 脆弱性の分析・評価

災害時の廃棄物量を減らし、環境負荷を軽減するため、ごみの減量化やリサイクル向上に向けた取組を推進する必要がある。

地域に不可欠な生活インフラであり、災害廃棄物処理の中核を担うなど災害対応拠点となる廃棄物処理施設の強靱化を図る必要がある。

(2) 推進方針

2 ごみの減量化やリサイクルの向上

ごみ減量化とリサイクルの推進 【個別施策分野】

(環境安全課)

災害廃棄物等を焼却できる残余能力を確保するため、平時からごみ減量化やリサイクルの向上を図る。

災害廃棄物の適正管理に向けた仮置場での分別体制の整備 【個別施策分野】

(環境安全課)

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理や衛生面、リユース、リサイクルの観点から、仮置場では搬入時から可能な限り種類別に分別して保管し、処理期間の短縮とリサイクルの向上を図る。

3 廃棄物処理施設の強靱化

廃棄物処理施設の防災機能の向上 【個別施策分野】

(環境安全課)

地域に不可欠な生活インフラであり、災害廃棄物処理の中核を担うなど災害対応拠点となる廃棄物処理施設の強靱化を図り、廃棄物の処理体制を充実・強化する。

目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6 - 4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(1) 脆弱性の分析・評価

土地境界が不明確だと円滑な復興・復旧に支障を来すことから、土地境界を明確にしておく必要がある。
生活再建を迅速に進めるため、IT 技術の活用を図っていく必要がある。
災害時においても、地域で生活できるよう、応急仮設住宅の建設場所の検討など、平常時からの取組を進めていく必要がある。

(2) 推進方針

1 土地境界の明確化

地籍調査等の実施推進(6-2 再掲) 【個別施策分野】

(税務課 / 地域整備課)

土地の境界について、災害後の円滑な復旧・復興を図るため、地籍調査等の実施により明確化する。

2 被災家屋調査の効率化の推進

被災状況把握の迅速化のための IT 活用 【個別施策分野 / 横断的分野 E】

(総務課 / 税務課)

家屋の被災状況把握の迅速化に向けて、IT の活用を図る。

3 発災時の応急仮設住宅の確保等

応急仮設住宅の建設場所検討と町営住宅活用の推進 【個別施策分野】

(地域整備課)

災害時においても、生活環境やコミュニティを配慮して地域で生活できるよう、応急仮設住宅の建設場所の検討を進める。災害時において、被災者に対し、町営住宅の空き室を活用した住まいの確保を進めるため、適切な維持管理を実施する。

目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(1) 脆弱性の分析・評価

災害時において迅速な復旧・復興を図るために、被災者への生活再建関連施策に関する情報提供の仕組みや生活の復興に向けた相談体制の構築など、平常時からの取組を進めていく必要がある。

災害時においても、地域で生活できるよう、応急仮設住宅の建設場所の検討など、平常時からの取組を進めていく必要がある。

住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上を図るため、地域コミュニティ機能を平常時から維持・向上させる必要がある。

(2) 推進方針

1 生活再建に向けた取組の推進

被災者台帳整備と相談体制の構築 【個別施策分野】

(総務課 / 復興推進課 / 環境安全課 / 住民福祉課 / 子育て健康課)

災害時における迅速な復旧・復興を図るため、被災者台帳の内容や、作成・運用に関する方策を平常時から検討するとともに、生活再建に関する情報提供、生活復興に向けた相談体制の構築を進める。

2 発災時の応急仮設住宅の確保等

応急仮設住宅の建設場所検討と町営住宅活用の推進(6-4再掲) 【個別施策分野】

(地域整備課)

災害時においても、生活環境やコミュニティを配慮して地域で生活できるよう、応急仮設住宅の建設場所の検討を進める。災害時において、被災者に対し、町営住宅の空き室を活用した住まいの確保を進めるため、適切な維持管理を実施する。

3 地域コミュニティ機能の強化

住民連携による防災体制の構築と大規模災害対応力の強化

【個別施策分野 / 横断的分野B】

(環境安全課)

住民同士の助け合いや連携による災害対応力の向上を図るため、自主防災組織のさらなる結成の促進、防災士をはじめとする地域の防災リーダーの育成、地域の防災活動の計画となる地区防災計画の策定や、防災訓練等の実施を推進し、地域コミュニティ機能の維持・向上を図る。また、大規模災害時の救護・救援などにおいて、地域の防災活動で重要な役割を担う防災ボランティアの中心的な役割を担う人材の養成を推進し、地域防災力の向上を図る。

6 - 5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(1) 脆弱性の分析・評価

文化財の多くは、一度失ってしまうと復元できない貴重なものであるため、消防用設備及び防災設備等の点検・整備や、定期的な防災訓練の実施により、文化財の防火対策等を推進する必要がある。

災害時には文化財もその被害を受ける可能性があること、また、文化財の修復には高度な専門技術が必要であるが、修復技術者の高齢化や後継者不足が課題となっていることを踏まえ、文化財の継承について検討する必要がある。

(2) 推進方針

4 文化財に係る防災対策の推進

文化財防火対策の強化と災害時搬出方法の検討 【個別施策分野 / 横断的分野D】

(教育委員会)

文化財を収集・展示している穴水町歴史民俗資料館において、消防用設備及び防火設備等の点検・整備や、消火訓練の実施により防火対策を推進する。また、「国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」等を文化財の所有者及び管理者に周知する。加えて、災害の種別、規模等を想定し、文化財ごとに避難場所、排出方法など搬出計画をたてることを検討する。

文化財の継承 【個別施策分野 / 横断的分野B、C】

(教育委員会)

文化財を修復する技術の伝承やアーカイブ化するなど文化財の保護対策の推進を検討する。

目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6 - 6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

(1) 脆弱性の分析・評価

災害における被害状況や社会的状況について、適切に情報収集を行い、正確に情報発信し、風評被害を防ぐ必要がある。
災害時に多言語による災害情報を提供できるように体制を充実強化していく必要がある。

(2) 推進方針

1 情報発信体制の強化

災害時の迅速・的確な情報発信体制の強化 【個別施策分野 / 横断的分野 A】

(総務課)

多様な情報発信経路を確保することにより、災害発生時において迅速かつ的確に情報発信できる体制を強化する。

発信情報の多言語化 【個別施策分野 / 横断的分野 A】

(総務課 / 観光交流課)

町が情報発信の際に用いる情報伝達手段について、多言語化を図る。

計画の推進

計画の推進にあたっては、起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針で設定した指標等により進捗状況を把握しながら、全庁連携により本計画を着実に推進する。

また、「令和6年能登半島地震」からの復興状況や今後の社会情勢、国及び石川県の国土強靱化に係る取組の進捗状況等を考慮しながら、必要な見直しを行うことを基本とする。